

計画作成年度	令和4年度
計画主体	静岡県三島市

三島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三島市産業文化部農政課
所在地 静岡県三島市北田町4番47号
電話番号 055-983-2652
FAX番号 055-981-7720
メールアドレス nousei@city.mishima.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、サル、カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	静岡県三島市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	野菜	80	20
	飼料作物	25	10
	いも類	700	50
	小 計	805	80
ニホンジカ	野菜	250	30
	いも類	150	10
	小 計	400	40
ハクビシン	野菜	1,000	50
	飼料作物	50	20
	果樹	50	10
	小 計	1,100	80
アナグマ	野菜	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
サル	野菜	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
カラス	野菜	40	5
	いも類	100	10
	小 計	140	15
ヒヨドリ	野菜	210	30
	その他	0	0
	小 計	210	30
合 計		2,655	245

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、ほぼ年間を通して発生している。

特に甘藷等いも類で発生が多い。

被害区域は佐野、元山中、山中新田、三ツ谷新田及び笹原新田など山間地や山村地域が主である。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、ほぼ年間を通して山中新田、笹原新田及び佐野で馬鈴薯等のいも類と人参などの野菜類で発生している。

近年は里山や住宅地近辺にも出没するようになり、被害地域も拡大している。

③ハクビシン

ハクビシンによる被害は、7～8月頃にミニトマトやトウモロコシ等の野菜類及び9～10月頃ブドウ等の果樹類で発生している。

また、市街地にある民家の屋根裏や縁の下に侵入し、夜間の騒音や糞害等の被害も発生している。

④アナグマ

アナグマによる被害は、令和3年度は確認されていないが、7～8月頃にミニトマトやトウモロコシ等の野菜類の被害情報が出されることがある。

また、市街地にある民家の縁の下に進入し、夜間の騒音や糞害等の被害も発生している。

外観と食害がハクビシンと酷似し判別が困難なことから、ハクビシンによる被害報告にアナグマによる被害相当が含まれることがある。

⑤サル

サルによる被害は、平成28年度から令和3年度までは確認されていない。

市内に出没するサルは、愛鷹山、小田原及び伊豆半島内に群れで生息しているサルが、群れから離れ、はぐれサルとして移動中に市内に迷い込んでいるものと思われる。迷い込むと市内を移動しながら、トマトなどの野菜類やブドウ、柿等の果樹類の農作物に被害を与える。

また、住宅団地等に出没し市民に不安感を与える傾向がある。

⑥カラス

カラスによる被害は、3～5月頃にかけて、佐野、川原ヶ谷（山田）及び川原ヶ谷（元山中）でキャベツ等の野菜類及び9～10月頃、落花生等の野菜類と甘藷等のいも類で発生している。

群れで行動しているため、一度に多くの被害が発生するのが特徴である。

⑦ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、2～3月にかけて川原ヶ谷（山田）、川原ヶ谷（元山中）でキャベツやハクサイなど葉物野菜の被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	805	80	765	76
ニホンジカ	400	40	380	38
ハクビシン	1,100	80	1,045	76
アナグマ	0	0	0	0
サル	0	0	0	0
カラス	140	15	133	14
ヒヨドリ	210	30	200	29
合 計	2,655	245	2,523	233

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>田方猟友会三島分会に業務委託し、猟銃及び罠を用いた捕獲を行ってきた。</p> <p>（令和元年度）</p> <p>国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、くくり罠60基、トレイルカメラ2台を購入し、実施隊の捕獲機材と鳥獣出没状況の把握体制の強化を図ったほか、農作物鳥獣被害対策セミナーを開催し農業者の被害対策に関する技術の向上及び知識の習得を推進した。</p> <p>（令和2年度）</p> <p>箱罠・くくり罠用の発信機49台、受信機7台を購入し、実施隊の罠見回り時の効率化を図った。</p> <p>（令和3年度）</p> <p>くくり罠110基、箱罠・くくり罠用の発信機31台、受信機3台、箱罠9基を購入し、実施隊の捕獲機材強化と罠見回り時の効率化を図った。</p>	<p>鳥獣の捕獲等に関わる次世代の人材の確保と育成。</p> <p>農業者の狩猟免許（わな猟）の取得についても、高齢化や罠購入にかかる負担が大きいなどの課題があり、思うように進んでいない。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>平成 22 年度に、農業者が自らの農地に侵入防止柵を設置する際の購入費の一部を助成する補助制度を創設した。</p> <p>令和 3 年度には、補助要綱を改正、JA との連携強化により申請者の利便性向上を図った。</p> <p>(令和元年度) 28 件 (令和 2 年度) 25 件 (令和 3 年度) 42 件</p>	<p>被害箇所は市内の中山間地域(平地の周辺から山間部に至る、まとまった平坦な耕地が少ない地区)に多いため、今後も引き続き侵入防止柵の普及に努めると共に、適切な設置方法や維持管理に関する指導が必要。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>三島市鳥獣被害対策実施隊による農業者への被害防止に係る助言、指導。(随時)</p>	<p>捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策を企画・立案できる人材と体制の確保。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>三島市における令和 3 年度の対象鳥獣の被害面積は 245a、被害金額は 2,655 千円となっている。</p> <p>主な被害として、イノシシ・ニホンジカによるいも類や野菜等への被害、ハクビシンによる野菜類への被害が挙げられる。</p> <p>三島市では被害防止計画を更新するにあたり、令和 7 年度の被害軽減目標を令和 3 年度の 5%減の 233a、2,523 千円とした。</p> <p>目標を達成するために田方猟友会三島分会や三島市鳥獣被害対策実施隊、民間委託による被害地周辺においての捕獲を行うこととし、併せて狩猟免許保持者の高齢化を踏まえ、農業者の狩猟資格助成制度の利用を促進して狩猟者の確保を図る。</p> <p>また、農業者の自己防衛策として有用な侵入防止柵(電気柵等)の効果的な設置方法や負担軽減に繋がる補助制度などの周知を図るとともに、鳥獣との棲み分けと、自ら農作物を守るための知識習得に注力し、被害軽減を図っていく。</p> <p>そのため、三島市有害鳥獣被害対策協議会とも連携し農業者に向け農作物鳥獣被害対策セミナーなど講習会への参加の呼び掛けとともに、三島市鳥獣被害対策実施隊員による地域住民への有害鳥獣防除対策に関する指導助言な</p>
--

ど予防に重点をおいた対策を講ずる。
 また、三島市、農業者、JA、猟友会の間で被害状況、防除方法及び捕獲方法の情報共有や連携に努め、鳥獣から農作物を守る環境を構築する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
 (ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

田方猟友会三島分会は、三島市及び三島市有害鳥獣被害対策協議会が貸出しする箱罠等を積極的に活用し、主体的に被害防止目的の捕獲を実施する。
 三島市鳥獣被害対策実施隊は、農業者からの被害報告への迅速な対応を行うため、三島市有害鳥獣被害対策協議会が整備した捕獲機材を有効活用しながら捕獲活動を展開する。
 また、民間委託によるハクビシン・アナグマの捕獲を継続し、主に市街地での被害軽減に取り組む。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	田方猟友会三島分会や三島市鳥獣被害対策実施隊と緊密な情報共有や連携を図り、罠を被害箇所や被害が予想される箇所へ迅速かつ効率的に設置することにより捕獲圧を高める。 なお、ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。 また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、信頼性や性能の高い罠や罠用発信機・受信機などの機材を確保し、捕獲や見回り時の活動支援を図る。 さらに、わな猟免許を新規取得しようとする農業者に対し、JAと協同で所定費用の一部を助成し、捕獲

		の担い手を確保する。
	ハクビシン アナグマ サル	<p>三島市鳥獣被害対策実施隊と緊密な情報共有や連携を図り、罠を被害箇所や被害が予想される箇所へ迅速かつ効率的に設置することにより捕獲率を高める。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、信頼性や性能の高い罠などの機材を確保し、捕獲活動の支援を図る。</p> <p>さらに、民間企業にハクビシン、アナグマの捕獲業務を委託し、生活環境の悪化及び人身への危害等の生活被害箇所（敷地内）へ箱罠を設置することにより捕獲率を高める。</p>
	カラス ヒヨドリ	<p>被害報告などの情報をもとに、田方猟友会三島分会に依頼し、銃による捕獲を実施する。</p> <p>その他、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、予防を含めた総合的な対策を実施していく。</p>
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ	<p>田方猟友会三島分会や三島市鳥獣被害対策実施隊と緊密な情報共有や連携を図り、罠を被害箇所や被害が予想される箇所へ迅速かつ効率的に設置することにより捕獲率を高める。</p> <p>なお、ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、信頼性や性能の高い罠や罠用発信機・受信機などの機材を確保し、捕獲や見回り時の活動支援を図る。</p> <p>さらに、わな猟免許を新規取得しようとする農業者に対し、JAと協同で所定費用の一部を助成し、捕獲の担い手を確保する。</p>
	ハクビシン アナグマ サル	<p>三島市鳥獣被害対策実施隊と緊密な情報共有や連携を図り、罠を被害箇所や被害が予想される箇所へ迅速かつ効率的に設置することにより捕獲率を高める。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、信頼性や性能の高い罠などの機材を確保し、捕獲活動の支援を図る。</p> <p>さらに、民間企業にハクビシン、アナグマの捕獲業務を委託し、生活環境の悪化及び人身への危害等の生活被害箇所（敷地内）へ箱罠を設置することにより捕獲率を高める。</p>
	カラス ヒヨドリ	<p>被害報告などの情報をもとに、田方猟友会三島分会に依頼し、銃による捕獲を実施する。</p> <p>その他、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、予防を含めた総合的な対策を実施していく。</p>
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ	<p>田方猟友会三島分会や三島市鳥獣被害対策実施隊と緊密な情報共有や連携を図り、罠を被害箇所や被害</p>

		<p>が予想される箇所へ迅速かつ効率的に設置することにより捕獲圧を高める。</p> <p>なお、ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、信頼性や性能の高い罠や罠用発信機・受信機などの機材を確保し、捕獲や見回り時の活動支援を図る。</p> <p>さらに、わな猟免許を新規取得しようとする農業者に対し、JAと協同で所定費用の一部を助成し、捕獲の担い手を確保する。</p>
	ハクビシン アナグマ サル	<p>三島市鳥獣被害対策実施隊と緊密な情報共有や連携を図り、罠を被害箇所や被害が予想される箇所へ迅速かつ効率的に設置することにより捕獲圧を高める。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、信頼性や性能の高い罠などの機材を確保し、捕獲活動の支援を図る。</p> <p>さらに、民間企業にハクビシン、アナグマの捕獲業務を委託し、生活環境の悪化及び人身への危害等の生活被害箇所（敷地内）へ箱罠を設置することにより捕獲率を高める。</p>
	カラス ヒヨドリ	<p>被害報告などの情報をもとに、田方猟友会三島分会に依頼し、銃による捕獲を実施する。</p> <p>その他、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し予防を含めた総合的な対策を実施していく。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
対象鳥獣の過去の捕獲実績					
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
イノシシ	144 頭	77 頭	154 頭	188 頭	117 頭
ニホンジカ	70 頭	74 頭	83 頭	61 頭	38 頭
ハクビシン	28 頭	38 頭	17 頭	10 頭	33 頭
アナグマ	10 頭	0 頭	0 頭	4 頭	2 頭
サル	—	—	—	—	—
カラス	26 羽	8 羽	4 羽	23 羽	12 羽
ヒヨドリ	4 羽	0 羽	0 羽	0 羽	1 羽

※「—」は捕獲を実施していないことを示す。
 ※「0 頭（羽）」は捕獲を実施したが捕獲できなかったことを示す。

○イノシシ
 令和元年度から令和3年度までの3年間の捕獲頭数の平均は153頭である

が、農作物被害は依然として横ばいで推移している。

令和5年度から令和7年度までの各年度で190頭の捕獲を目標とし、合計捕獲目標は3年間で570頭とする。

○ニホンジカ

令和元年度から令和3年度までの3年間の捕獲頭数の平均は約61頭であるが、箱根西麓地域の個体数の増加も報告されている。

令和5年度から令和7年度までの各年度で80頭の捕獲を目標とし、合計捕獲目標は3年間で240頭とする。

○ハクビシン

令和元年度から令和3年度までの3年間の捕獲頭数の平均は20頭であるが、農地周辺および市街地での目撃報告や、捕獲数は増加傾向で推移している。

民間事業者に捕獲業務を委託し、主に市街地における捕獲圧を高めていることから、令和5年度から令和7年度までの各年度の捕獲の目標を30頭とし、合計捕獲目標は3年間で90頭とする。

○アナグマ

令和元年度から令和3年度までの3年間の捕獲頭数の平均は2頭であるが、農地周辺および市街地での目撃報告や農作物被害は増加傾向で推移している。

民間事業者に捕獲業務を委託し、令和5年度から令和7年度までの各年度の捕獲の目標を3頭とし、合計捕獲目標は3年間で9頭とする。

○サル

平成28年度から令和3年度までは確認されていないが、出没した場合、箱わなによる対処捕獲と住宅地近くの放任された果樹等の整備などを推進し、追い払いを実施する。

冬季を除く、ほぼ通年で北上地区及び錦田地区での目撃情報が多く、今後の被害が予測されることから、令和5年度から令和7年度までの各年度の捕獲の目標を2頭とし、合計捕獲目標は3年間で6頭とする。

○カラス

令和元年度から令和3年度までの3年間の捕獲頭数の平均は13羽であるが、山間部を中心にトウモロコシなどの被害が継続的に生じている。

令和5年度から令和7年度までの各年度の捕獲の目標を20羽とし、合計捕獲目標は3年間で60羽とする。

○ヒヨドリ

農作物被害は増加傾向で推移している。

令和5年度から令和7年度までの各年度の捕獲の目標を2羽とし、合計捕獲目標は3年間で6羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	190 頭	190 頭	190 頭
ニホンジカ	80 頭	80 頭	80 頭
ハクビシン	30 頭	30 頭	30 頭
アナグマ	3 頭	3 頭	3 頭
サル	2 頭	2 頭	2 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
ヒヨドリ	2 羽	2 羽	2 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲時期：4月1日～3月31日	
捕獲箇所：三島市内全域（玉沢鳥獣保護区を含む）	
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、サル、カラス、ヒヨドリ	被害の未然防止を目的に、銃器、罠を用いた予察捕獲を行うことを標準とするが、サルについては被害状況、生息状況に応じた対処捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
三島市鳥獣被害対策実施隊においては、ライフル銃による捕獲活動は行わない。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三島市内全域	平成9年度 権限委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第

4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、サル、カラス、ヒヨドリ	侵入防止柵(電気柵等)の設置に対し補助。補助要綱を改正した令和3年度の42件を上回る件数を目標とする。	侵入防止柵(電気柵等)の設置に対し補助。補助要綱を改正した令和3年度の42件を上回る件数を目標とする。	侵入防止柵(電気柵等)の設置に対し補助。補助要綱を改正した令和3年度の42件を上回る件数を目標とする。
備考	補助率1/2 上限100,000円		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、サル、カラス、ヒヨドリ	三島市鳥獣被害対策実施隊と連携し、農業者に対して適切な設置方法や維持管理(日々の点検や補修)手法の普及等を推進する。	三島市鳥獣被害対策実施隊と連携し、農業者に対して適切な設置方法や維持管理(日々の点検や補修)手法の普及等を推進する。	三島市鳥獣被害対策実施隊と連携し、農業者に対して適切な設置方法や維持管理(日々の点検や補修)手法の普及等を推進する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和 5年度	イノシシ、ニホン ジカ、ハクビシン、 アナグマ、サル、カ ラス、ヒヨドリ	三島市鳥獣被害対策実施隊と連携し、圃場 や集落が鳥獣の餌場とならないよう、農作物 残渣や食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除 去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄 地の解消を農業者に対して指導、助言等を行 う。
令和 6年度	イノシシ、ニホン ジカ、ハクビシン、 アナグマ、サル、カ ラス、ヒヨドリ	三島市鳥獣被害対策実施隊と連携し、圃場 や集落が鳥獣の餌場とならないよう、農作物 残渣や食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除 去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄 地の解消を農業者に対して指導、助言等を行 う。
令和 7年度	イノシシ、ニホン ジカ、ハクビシン、 アナグマ、サル、カ ラス、ヒヨドリ	三島市鳥獣被害対策実施隊と連携し、圃場 や集落が鳥獣の餌場とならないよう、農作物 残渣や食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除 去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄 地の解消を農業者に対して指導、助言等を行 う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三島市	市民への周知・近隣市町への連絡調整
富士伊豆農業協同組合	捕獲への協力及び農業者への周知
静岡県東部農林事務所	被害防止に関する助言
三島警察署	捕獲への協力及び連絡調整
田方猟友会三島分会	捕獲への協力及び猟友会員への連絡調整
富士伊豆農業協同組 合部 農会長会	部農会長への連絡調整
地元自治会	住民への情報提供・注意喚起・避難誘導
近隣学校等	児童・保護者への情報提供・注意喚起・避難誘導
三島市鳥獣被害対策 実施 隊	農業者からの通報に基づく迅速な現場状況確認 (必要に応じて) 捕獲・追い払いの実施に協力

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民→三島市→	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部農林事務所→静岡県鳥獣保護管理員 ・ 三島警察署 ・ 田方猟友会三島分会→田方猟友会長 ・ 富士伊豆農協→富士伊豆農協部農会長会 ・ 地元自治会 ・ 近隣学校等 ・ 三島市鳥獣被害対策実施隊 <p>その他必要に応じて三島市から随時連絡を行う。</p>
---------	---

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は自家消費、埋設、市焼却施設での焼却のいずれかとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	学術研究のため利活用する必要がある場合は、関係機関と協議する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三島市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
三島市	協議会の運営及び有害鳥獣対策の推進
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導
田方猟友会三島分会	有害鳥獣情報の提供及び捕獲の実施
富士伊豆農業協同組合	有害鳥獣情報の提供及び捕獲対策への協力
富士伊豆農業協同組合部農会長会	有害鳥獣情報の提供及び捕獲対策への協力
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理に関する業務
三島市外三ヶ市町箱根山林組合	有害鳥獣情報の提供及び被害対策への協力
三島市外五ヶ市町箱根山組合	有害鳥獣情報の提供及び被害対策への協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県農林技術研究所	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成 29 年 7 月に三島市鳥獣被害対策実施隊を設置。 田方猟友会三島分会から選任された隊員と三島市職員で構成する。 活動内容は、農業者からの被害報告に対する捕獲を含めた迅速な対応、市内パトロールや被害状況調査、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するための指導、助言を行う。</p>
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が

行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 狩猟免許取得時の費用を助成することにより鳥獣の捕獲等に関わる次世代の人材の確保に努める。
- ・ 被害防止効果の高い侵入防止柵の設置費用を助成することにより設置を推進するとともに、設置後の適正管理を啓発するため、農業者向けの講習会など研修機会を提供する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 被害防止の各種施策に関して、国・県の情報提供や指導・助言を基に適切かつ効果的な措置を講ずるよう努める。
- ・ 本計画については、被害の発生状況、鳥獣の生息状況及び被害防止施策の実施状況を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。
- ・ 隣接する市町と情報の共有を図るとともに、必要に応じて相互に連携し、広域的な対策を実施していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。